

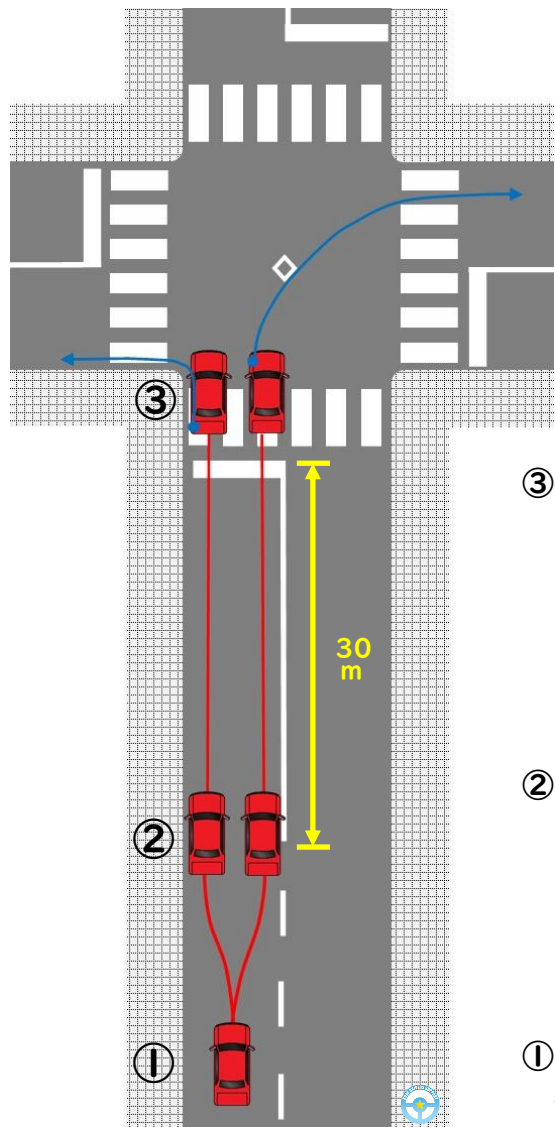
# 交差点などの通行



神戸ドライバーズサポート

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習

# 右左折方法



③ 徐行まで減速して曲がる



左折：左後輪を縁石に添わせるように曲がる

右折：交差点の中心のすぐ内側を左前輪が通るように曲がる

② 交差点手前30mで寄せ終える



左折：二輪車が進入しないように（巻き込み防止）

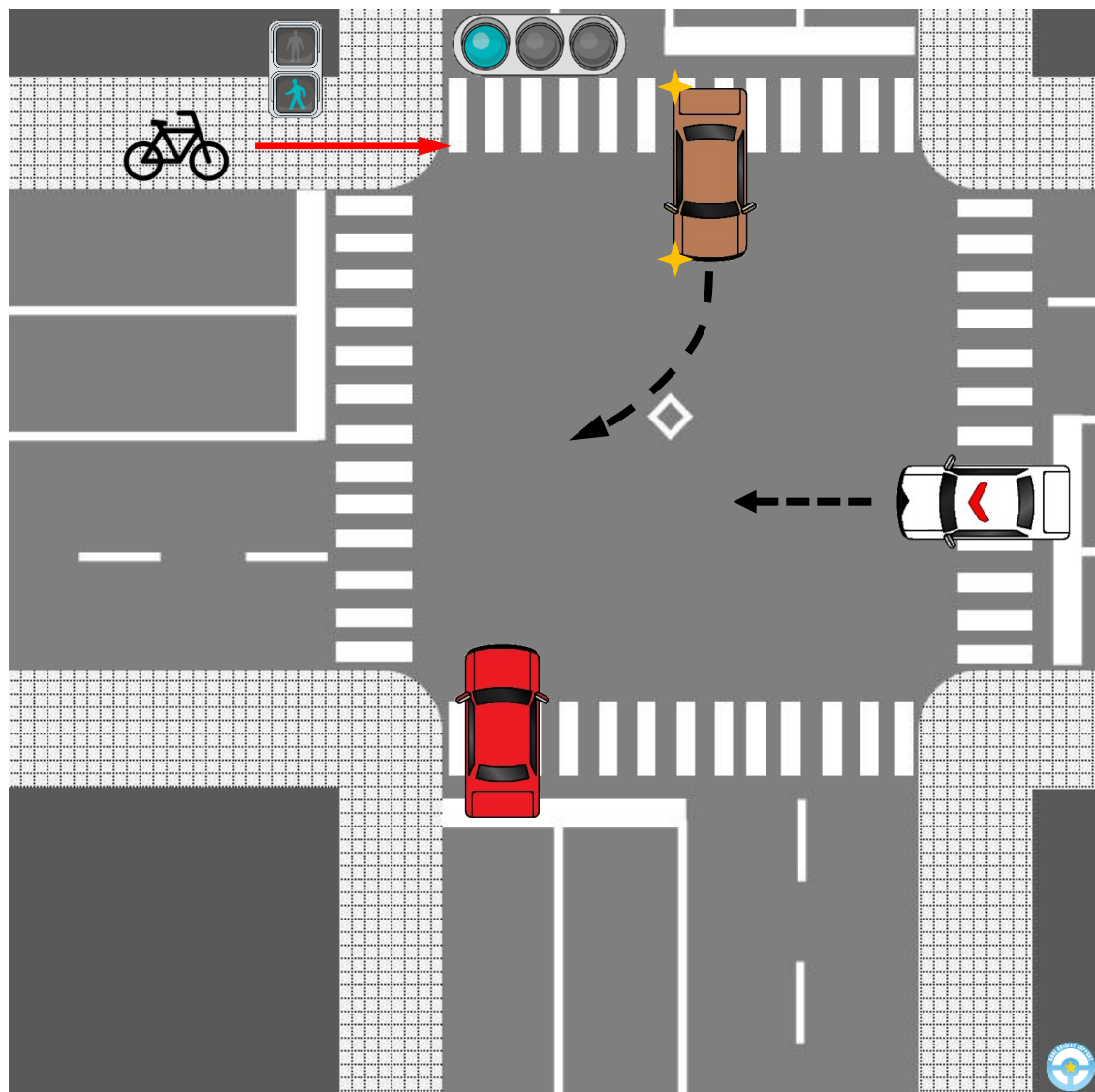
右折：後続車が左側をすり抜けられるように

① 交差点手前30mに達する  
3秒前に合図を出す



交差点手前30mまでの距離と自車の速度を考えて  
タイミングよく合図を出す

# 直進時の注意



## ①交差点の確認

- ・左右から信号無視をしてくる車がないかを確認
- ・対向右折車が強引に右折して来ないかを確認



左右から緊急自動車近づいて来る場合もあります

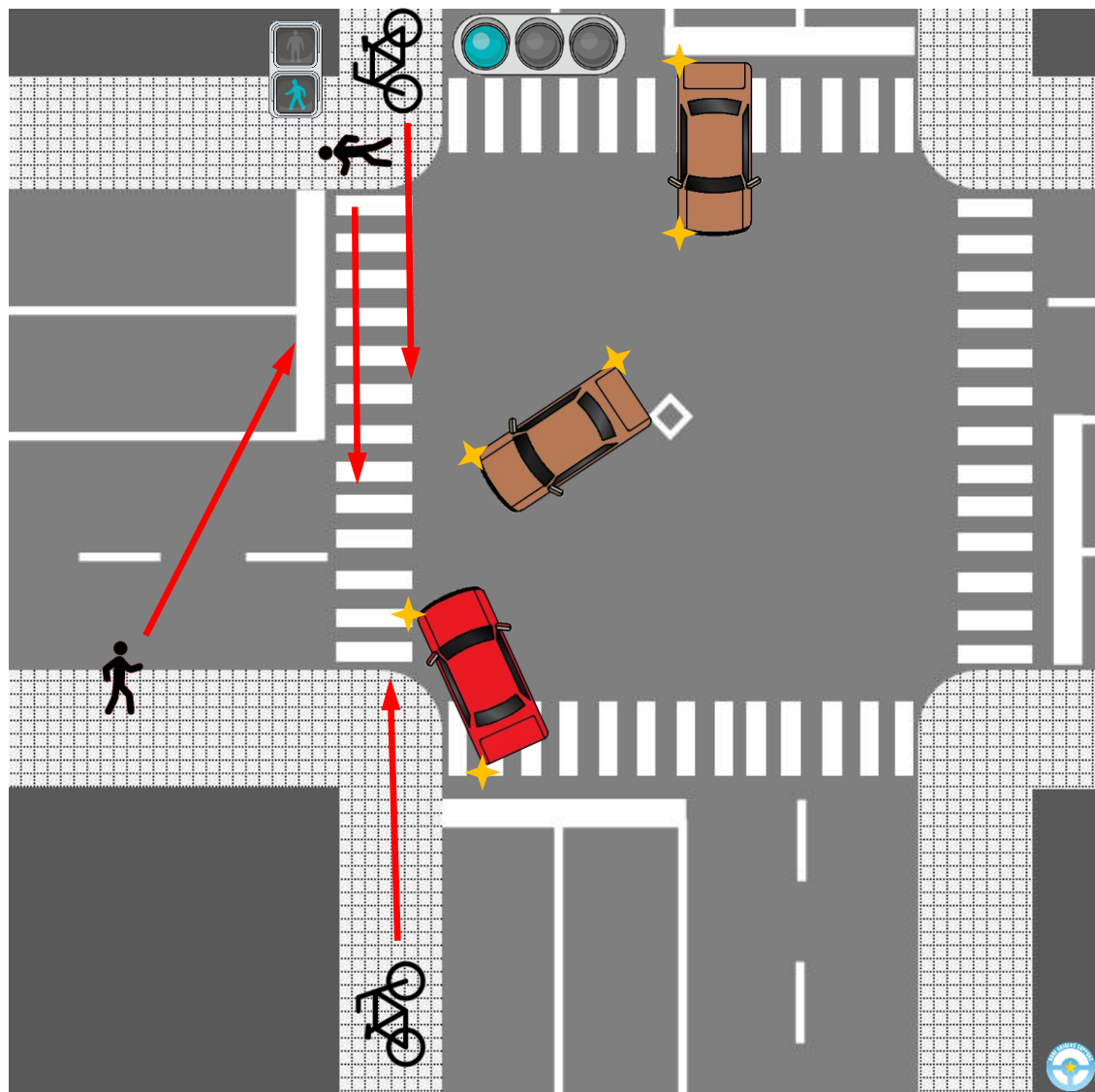


青信号は「進むことができる」という意味なので、注意義務が課せられません

## ②信号の確認

- ・自動車用信号はもちろん、歩行者用信号も確認
- ・歩行者用信号が赤になったら、その後自動車用信号が黄に変わります
- ・ただし、すぐ黄に変わるとは限りません
- ・あくまで「参考にする」ということです

# 左折時の注意



## ①信号の確認

- ・自動車用信号はもちろん、歩行者用信号も確認
- ・歩行者用信号が赤になったら、その後自動車用信号が黄に変わります
- ・ただし、すぐ黄に変わるとは限りません
- ・あくまで「参考にする」ということです

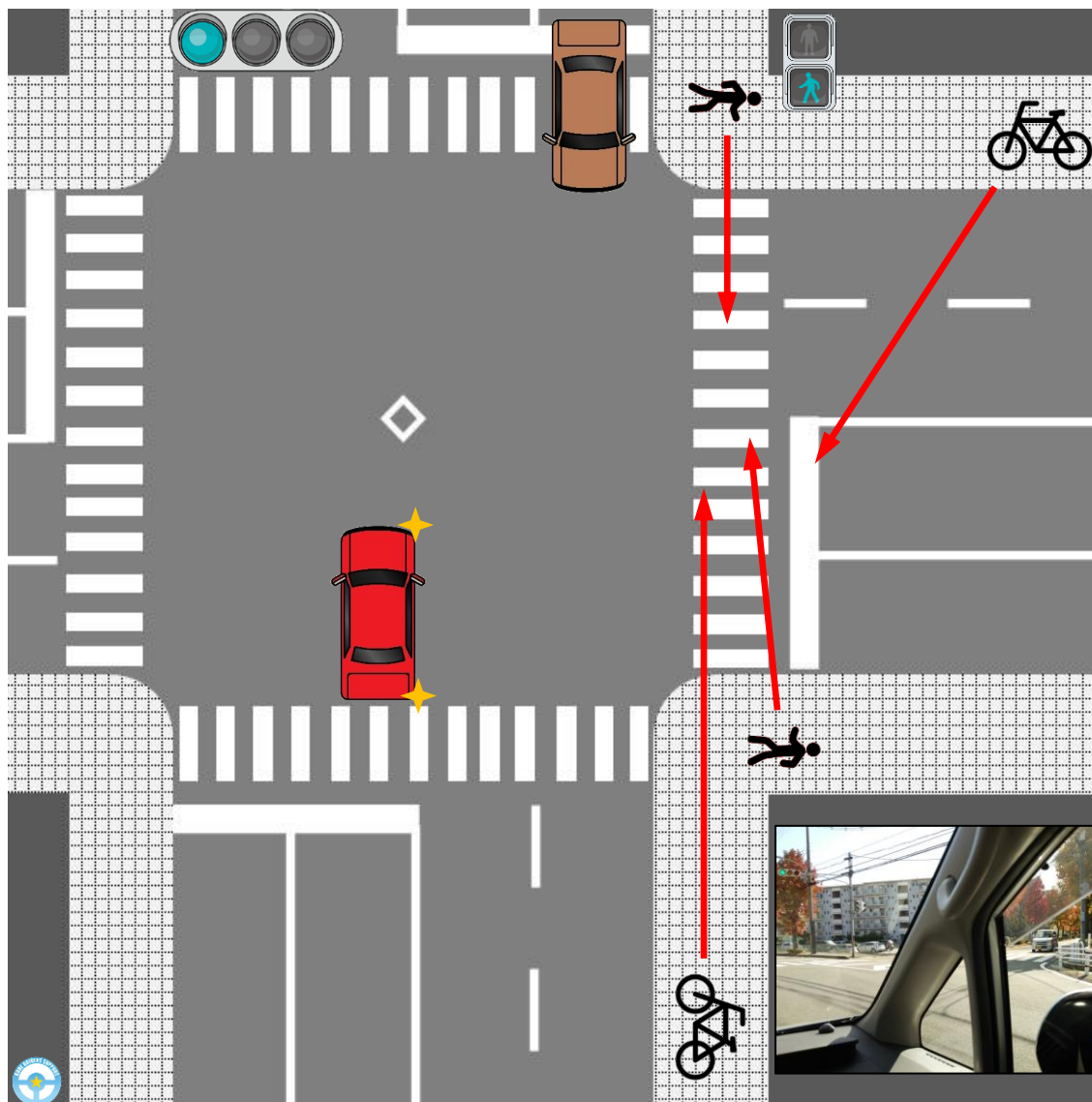
## ②対向車の確認

- ・対向右折車の有無の確認
- ・強引に右折してくる対向車に注意

## ③歩行者等の確認

- ・交差点に近づきながら横断歩道付近を確認
- ・猛スピードで横断しようとする自転車を想定し、広範囲を確認
- ・横断歩道だけでなく、斜め横断してくる歩行者等も確認
- ・左後方は目視で確認
- ・見るというより、探すイメージで

# 右折時の注意



## ①信号の確認

- ・矢印の灯火が出ないか確認
- ・自動車用信号はもちろん、歩行者用信号も確認
- ・歩行者用信号が赤になったら、その後自動車用信号が黄に変わります
- ・ただし、すぐ黄に変わるとは限りません
- ・あくまで「参考にする」ということです

## ②対向車の確認

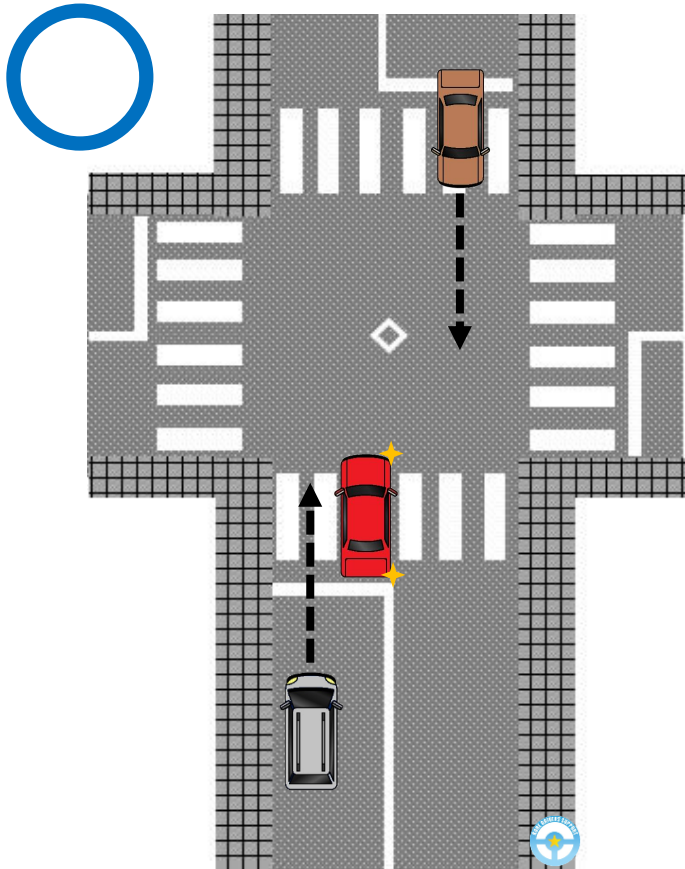
- ・黄や赤になっても進行してくるする車に注意

## ③歩行者等の確認

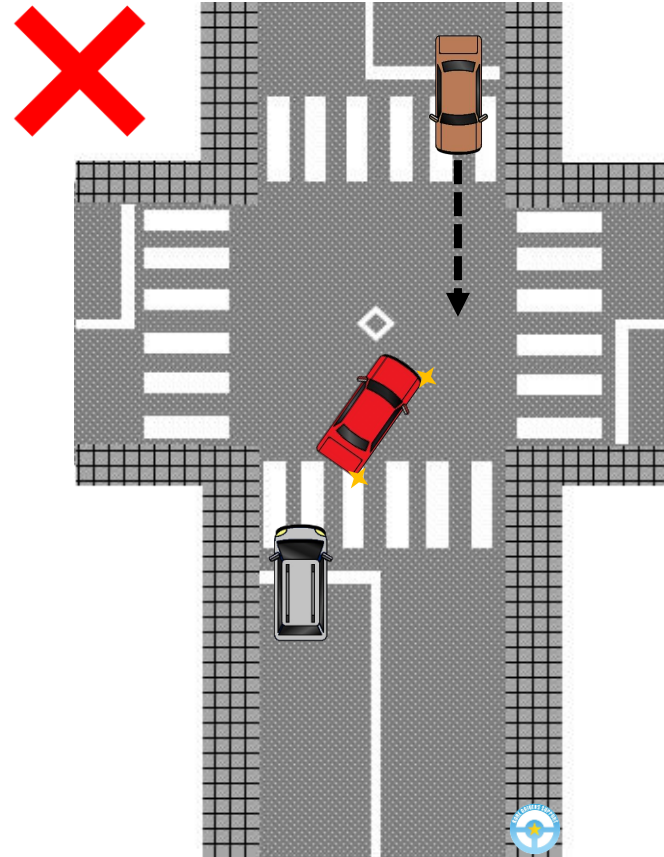
- ・交差点に近づきながら横断歩道付近を確認
- ・猛スピードで横断しようとする自転車を想定し、広範囲を確認
- ・横断歩道だけでなく、斜め横断してくる歩行者等も確認
- ・右後方は目視で確認
- ・見るというより、探すイメージで
- ・ピラーによる死角にも注意し、姿勢を変えて確認



# 右折時の待ち方

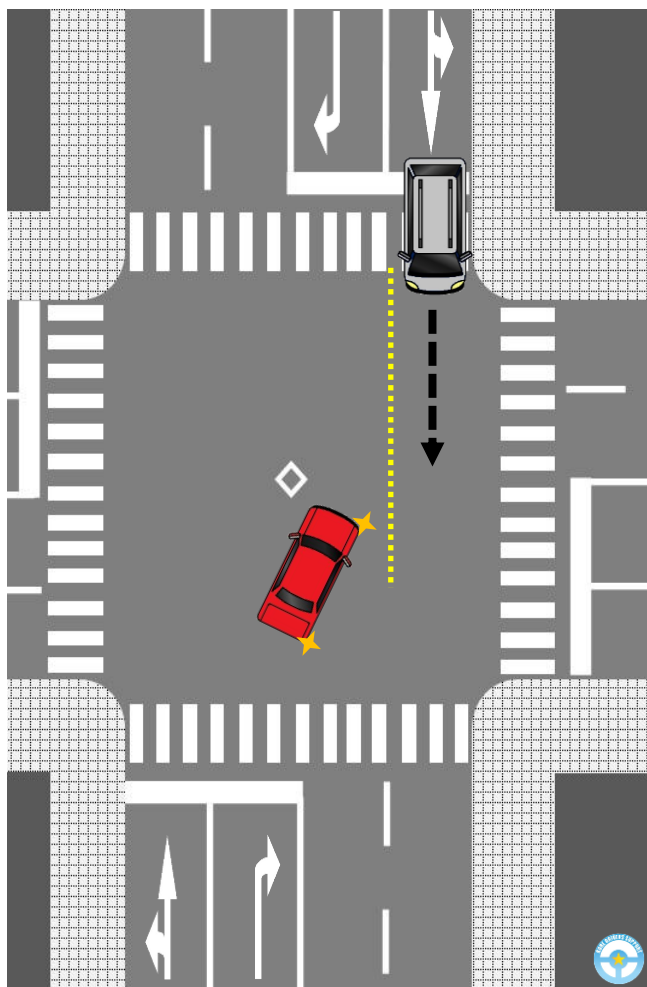


できるだけ中央に寄り、車体は真っすぐの状態  
で停止し、後続車がすり抜けられるようにします



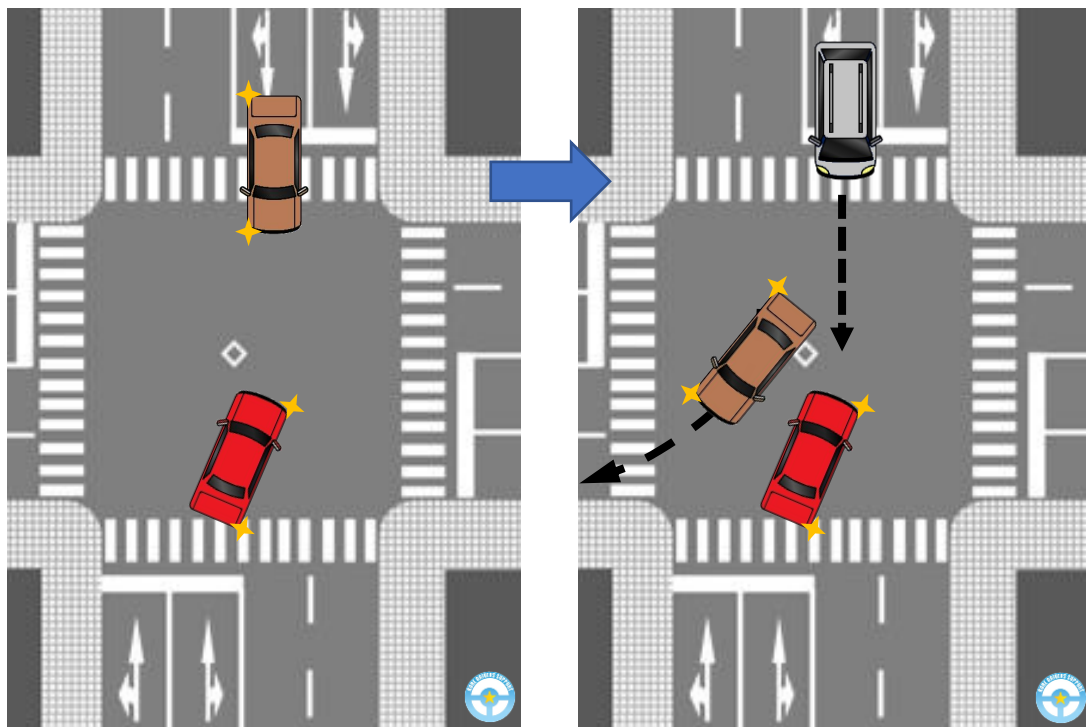
中央に寄せなかったり斜めにしてはみ出すと、  
対向車の邪魔になったり、後続車がすり抜けられず、  
渋滞の原因となります

## 右折レーンのとき

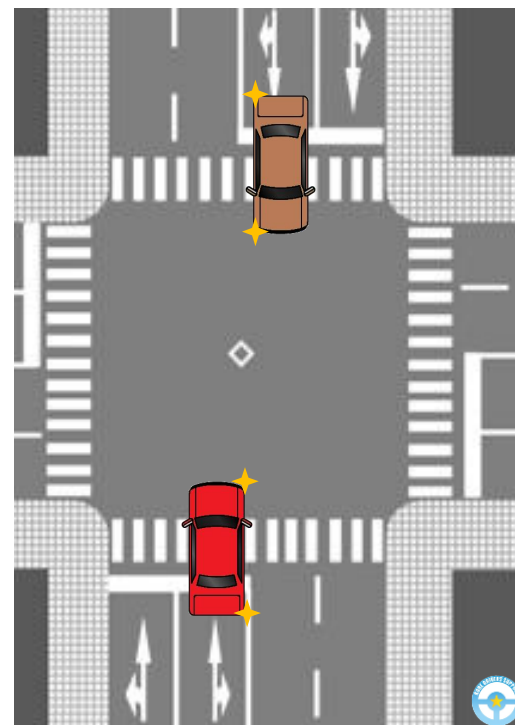


対向第2レーンが右折レーンの場合  
対向第1レーンにはみ出さなければ  
車体を斜めにしても問題ありません


## 直進右折レーンのとき



対向右折車がいるからといっちはみ出したとき、先に右折されてしまうと、後続車が直進車であれば、進路をふさいでしまいます



基本的にははみ出さず、真っすぐの状態待ちます

 **Point!!!** ただし、対向右折車が数台いる場合などは斜めにすることもあり、状況に応じた対応が求められます

# 優先判断

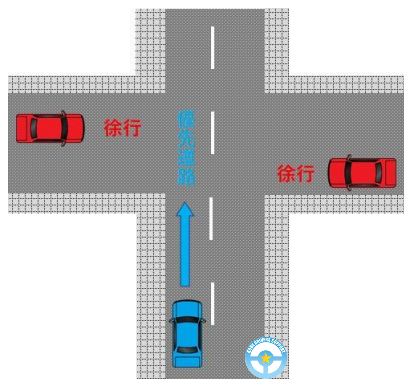
## 優先道路を通行する車の進行を妨害してはいけません

### 優先道路の標識

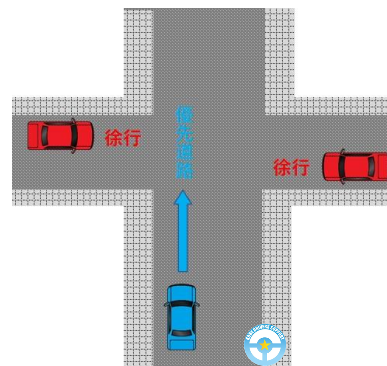


### 標識等がないとき

交差点の中まで中央線の標示がある道路



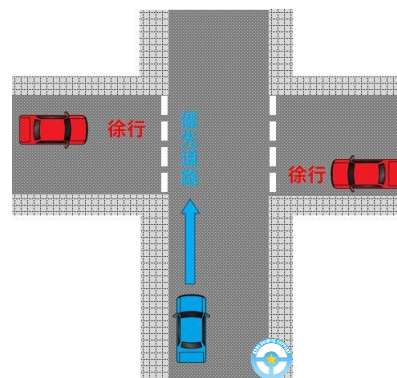
道幅が明らかに広い道路



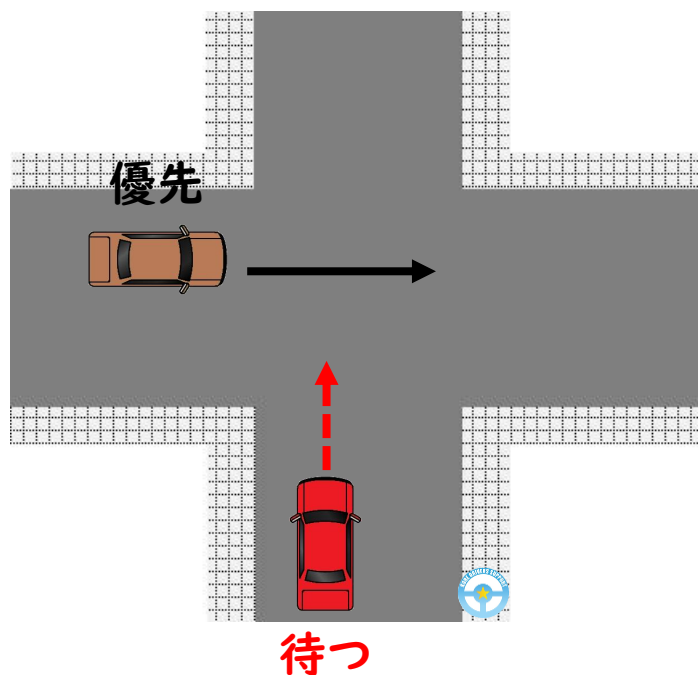
優先道路とは「優先順位が上位」という意味であり、「絶対優先」ではありません  
よって、注意義務が課せられます



ガイドラインがあるとき



## 左方優先

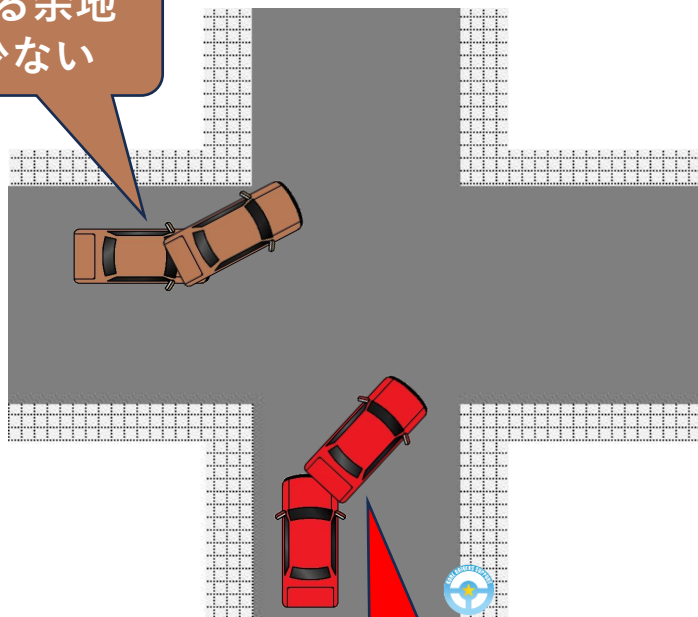


- ① 道幅がおおむね同じ
- ② 交通整理が行われていない

以上の場合、**左方から進行してくる車の通行を妨害してはいけません**

## なぜ左方が優先？

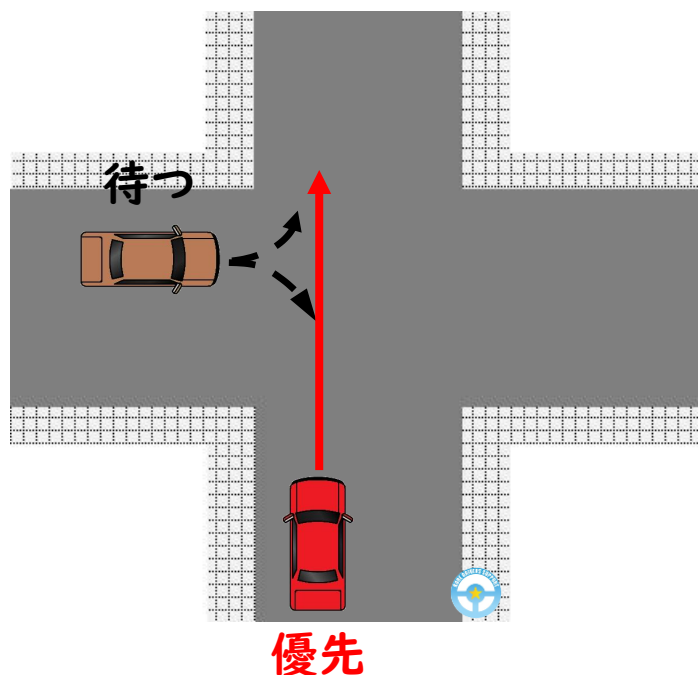
よける余地  
が少ない



よける余地  
が多い

いざというとき  
左方のよける余地が少ないため

## 直進車優先

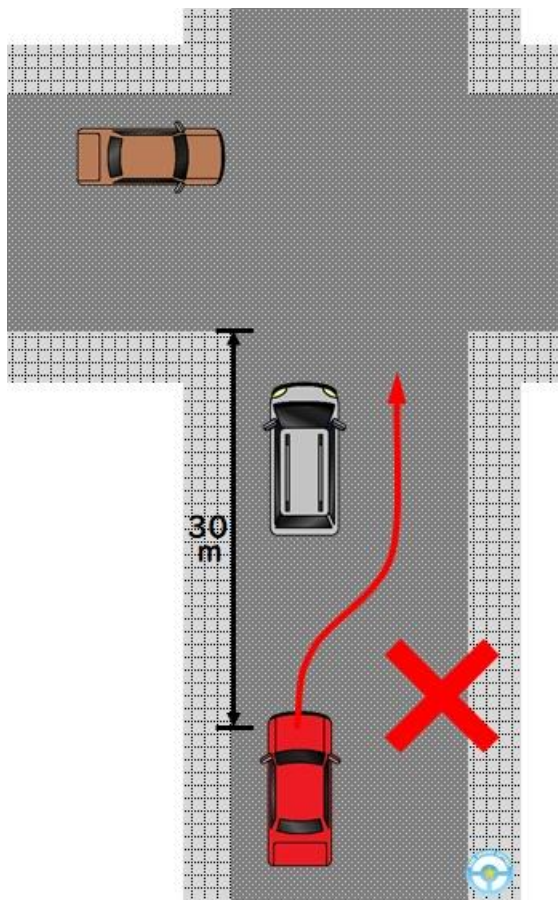


- ① 道幅がおおむね同じ
- ② 交通整理が行われていない
- ③ 左方側が右左折のとき

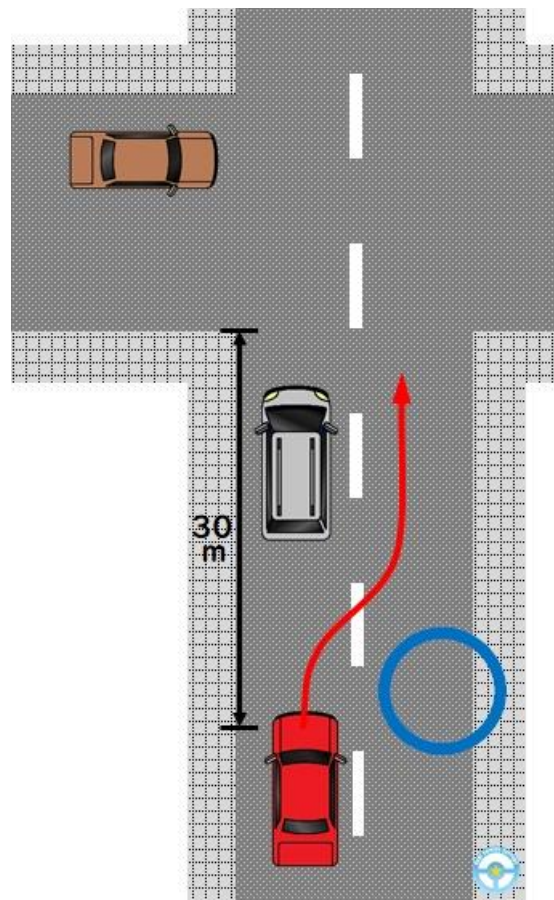
札幌高裁判決 昭和50年11月27日

右折車は右折のため当然に減速する必要があり、右折車の方が危険回避措置を取りやすい。よって左方から来る車が右折する場合は、直進する車が優先すると考えられる。

# 交差点とその手前30mでのルール



交差点とその手前30mでは追い越し禁止です

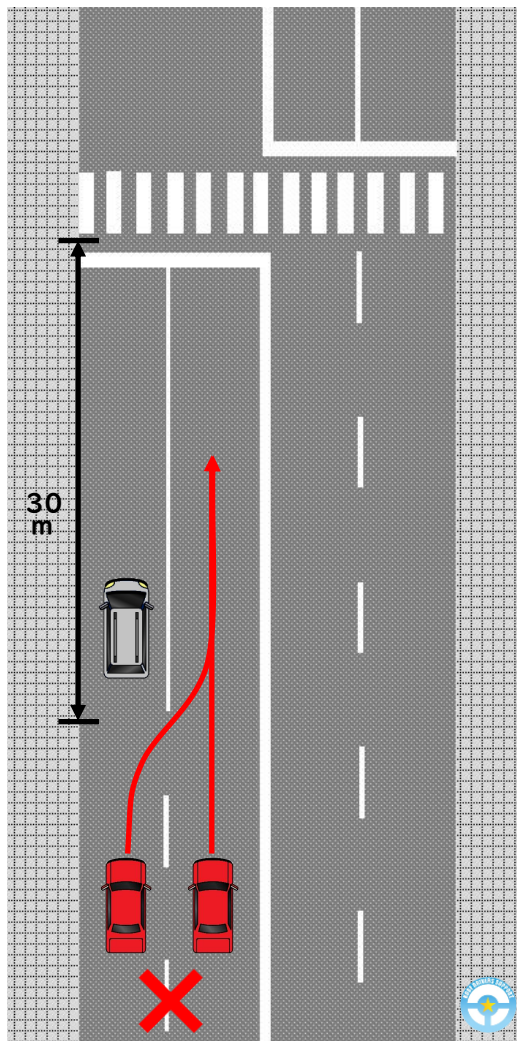


優先道路を通行している場合は除きます

# 横断歩道や自転車横断帯とその手前30mでのルール

## 横断歩道や自転車横断帯と、その手前の追い越し、追い抜きの禁止

(道路交通法 第38条第3項)



横断歩道や自転車横断帯とその手前30m  
では追い越しと追い抜きが禁止されています



Point!!

追い抜き禁止は、交通整理の行われていない場合です

# ラウンドアバウトの導入状況

2014年の道路交通法改正により「環状交差点」として法的に位置づけられ、全国各地で導入が進められています。

2025年8月時点で、全国導入件数は179件。

秋田県、山口県、徳島県、佐賀県を除く、全国の都道府県で導入されています。

最も導入が多いのは、宮城県の28件で、愛知県の14件、長野県の13件と続きます。

ここ兵庫県では、以下の3件が導入されています。

神戸市中央区港島南町6丁目	2017年12月26日導入
朝来市和田山町白井	2019年3月8日導入
神戸市須磨区弥栄台1丁目	2019年3月19日導入

日本のラウンドアバウトデータベースより

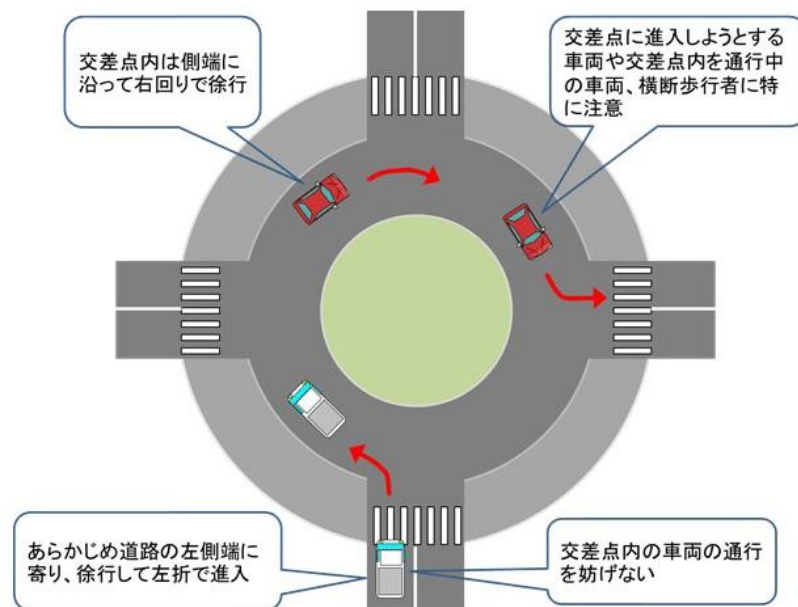


# ラウンドアバウト（環状交差点）

## 環状の交差点における右回り通行



環状の交差点であり、車は右回りに通行しなければなりません



警視庁ウェブサイトより



Point!!!

「止まれ」ではなく、「ゆずれ」となっていることが特徴です

他の交通ルール等については

ウェブサイトの「**教習教材PDF**」ページでも

ご確認ください

<https://www.kobe-drivers-support.com/teaching-materials.html>

技能編



学科編



**神戸ドライバーズサポート**

神戸・芦屋・西宮 ペーパードライバー出張教習 企業向け研修・講習